

## 北広島市手数料徴収条例の改正について

### 1 条例改正の趣旨

危険な盛土等を規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行され、法に基づき、令和7年4月1日に、北海道において、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が指定されます。これにより、規制区域内の許可申請等の手数料が変更、追加されます。

#### 規制予定区域



#### 許可対象行為

区域	行為	許可
宅地造成等工事規制区域	更（盛土・切土） 土地の区画形質の変	盛土で高さ1m超の崖 切土で高さ2m超の崖 盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（、を除く） 盛土で高さ2m超（、を除く。崖を生じないもの） 盛土または切土の面積500㎡超（～を除く）
	の堆積 な土石 一時的	堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	更（盛土・切土） 土地の区画形質の変	盛土で高さ2m超の崖 切土で高さ5m超の崖 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（、を除く） 盛土で高さ5m超（、を除く。崖を生じないもの） 盛土または切土の面積3,000㎡超（～を除く）
	の堆積 な土石 一時的	堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 堆積の面積3,000㎡超

## 2 条例改正の内容

### 宅地造成等工事規制区域

- ・盛土規制法第 12 条第 1 項（宅地造成等工事の許可申請手数料）

切土又は盛土をする土地の面積	新	旧
500㎡以内のもの	13,000円	14,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000円	25,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	31,000円	37,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	46,000円	57,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	58,000円	
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	78,000円	81,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	122,000円	136,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	190,000円	204,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	303,000円	306,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	435,000円	408,000円
100,000㎡を超えるもの	567,000円	511,000円

- ・盛土規制法第 16 条第 1 項（宅地造成等工事の変更許可申請手数料）

切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積	新	旧
500㎡以内のもの	13,000円	14,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000円	25,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	31,000円	37,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	46,000円	57,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	58,000円	
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	78,000円	81,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	122,000円	136,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	190,000円	204,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	303,000円	306,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	435,000円	408,000円
100,000㎡を超えるもの	567,000円	511,000円
切土等及び設計の変更を伴わないもの	7,000円	10,000円

・盛土規制法第 12 条第 1 項（宅地造成等工事の許可申請手数料）

土石を堆積する土地の面積	新
500㎡以内のもの	9,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	13,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	16,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	22,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	25,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	31,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	43,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	58,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	88,000円
100,000㎡を超えるもの	107,000円

・盛土規制法第 16 条第 1 項（宅地造成等工事の許可変更申請手数料）

土石を堆積する土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石を堆積する土地の面積との合計の面積	新
500㎡以内のもの	9,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	13,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	16,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	22,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	25,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	31,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	43,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	58,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	88,000円
100,000㎡を超えるもの	107,000円

## 特定盛土等規制区域

盛土規制法第 30 条第 1 項（特定盛土等の許可申請手数料）

切土又は盛土をする土地の面積	新
500㎡以内のもの	13,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	31,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	46,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	58,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	78,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	122,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	190,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	303,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	435,000円
100,000㎡を超えるもの	567,000円

盛土規制法第 35 条第 1 項（特定盛土等の変更許可申請手数料）

切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積	新
500㎡以内のもの	13,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	22,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	31,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	46,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	58,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	78,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	122,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	190,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	303,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	435,000円
100,000㎡を超えるもの	567,000円
切土等及び設計の変更を伴わないもの	7,000円

・盛土規制法第 12 条第 1 項（特定盛土工事の許可申請手数料）

土石を堆積する土地の面積	新
500㎡以内のもの	9,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	13,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	16,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	22,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	25,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	31,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	43,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	58,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	88,000円
100,000㎡を超えるもの	107,000円

・盛土規制法第 16 条第 1 項（特定盛土工事の変更許可申請手数料）

土石を堆積する土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石を堆積する土地の面積との合計の面積	新
500㎡以内のもの	9,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	13,000円
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	16,000円
3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	22,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	25,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	31,000円
20,000㎡を超え40,000㎡以内のもの	43,000円
40,000㎡を超え70,000㎡以内のもの	58,000円
70,000㎡を超え100,000㎡以内のもの	88,000円
100,000㎡を超えるもの	107,000円

## 開発行為

盛土規制法の改正により、開発行為の許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。盛土規制法の間接検査と定期報告は、都市計画法の手続きとは別に手続きが必要となるため、開発行為の許可申請等の手数料が変更となります。

- ・都市計画法第 29 条第 1 項（開発行為の許可申請手数料）自己居住用

開発区域の面積	新	旧
0.1ha未満のとき	9,000円	10,000円
0.1ha以上0.3ha未満のとき	23,000円	25,000円
0.3ha以上0.6ha未満のとき	50,000円	50,000円
0.6ha以上1ha未満のとき	97,000円	101,000円
1ha以上3ha未満のとき	144,000円	151,000円
3ha以上6ha未満のとき	195,000円	202,000円
6ha以上10ha未満のとき	241,000円	252,000円
10ha以上のとき	335,000円	353,000円

- ・都市計画法第 29 条第 1 項（開発行為の許可申請手数料）自己業務用

開発区域の面積	新	旧
0.1ha未満のとき	13,000円	15,000円
0.1ha以上0.3ha未満のとき	31,000円	35,000円
0.3ha以上0.6ha未満のとき	70,000円	75,000円
0.6ha以上1ha未満のとき	128,000円	141,000円
1ha以上3ha未満のとき	206,000円	232,000円
3ha以上6ha未満のとき	280,000円	313,000円
6ha以上10ha未満のとき	351,000円	394,000円
10ha以上のとき	491,000円	556,000円

・都市計画法第 29 条第 1 項（開発行為の許可申請手数料）非自己用

開発区域の面積	新	旧
0.1ha未満のとき	80,000円	101,000円
0.1ha以上0.3ha未満のとき	120,000円	151,000円
0.3ha以上0.6ha未満のとき	187,000円	227,000円
0.6ha以上1ha未満のとき	253,000円	303,000円
1ha以上3ha未満のとき	378,000円	454,000円
3ha以上6ha未満のとき	499,000円	596,000円
6ha以上10ha未満のとき	640,000円	768,000円
10ha以上のとき	850,000円	1,020,000円

・都市計画法第 35 条の 2 第 1 項（開発行為の変更許可申請手数料）自己居住用

開発区域の面積	新	旧
0.1ha未満のとき	900円	1,000円
0.1ha以上0.3ha未満のとき	2,300円	2,500円
0.3ha以上0.6ha未満のとき	5,000円	5,000円
0.6ha以上1ha未満のとき	9,700円	10,000円
1ha以上3ha未満のとき	14,000円	15,000円
3ha以上6ha未満のとき	19,000円	20,000円
6ha以上10ha未満のとき	24,000円	25,000円
10ha以上のとき	33,000円	35,000円

・都市計画法第 35 条の 2 第 1 項（開発行為の変更許可申請手数料）自己業務用

開発区域の面積	新	旧
0.1ha未満のとき	1,300円	1,500円
0.1ha以上0.3ha未満のとき	3,100円	3,500円
0.3ha以上0.6ha未満のとき	7,000円	7,500円
0.6ha以上1ha未満のとき	12,000円	14,000円
1ha以上3ha未満のとき	20,000円	23,000円
3ha以上6ha未満のとき	28,000円	31,000円
6ha以上10ha未満のとき	35,000円	39,000円
10ha以上のとき	49,000円	55,000円

- ・都市計画法第 35 条の 2 第 1 項（開発行為の変更許可申請手数料）非自己用

開発区域の面積	新	旧
0.1ha未満のとき	8,000円	10,000円
0.1ha以上0.3ha未満のとき	12,000円	15,000円
0.3ha以上0.6ha未満のとき	18,000円	22,000円
0.6ha以上1ha未満のとき	25,000円	30,000円
1ha以上3ha未満のとき	37,000円	45,000円
3ha以上6ha未満のとき	49,000円	59,000円
6ha以上10ha未満のとき	64,000円	76,000円
10ha以上のとき	85,000円	102,000円

- ・都市計画法第 35 条の 2 第 1 項（新たな土地の開発区域への編入に係る許可申請手数料）

新たに編入される開発区域の面積に応じ、都市計画法第 29 条第 1 項（開発行為の許可申請手数料）における手数料の額とする。

### 3 今後の予定

- ・令和 7 年第 1 回定例会に提案予定